

工事現場等における施工体制の確認要領（土木工事編）

（趣旨）

第1条 この要領は、三郷市が発注する請負工事において、公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律（平成12年法律第127号）及び建設業法（昭和24年法律第100号）に基づく適正な施工体制の確保を図るため、施工体制の確認事項、確認方法、及び不適切な事実に対しての対処等を統一化するなど、公共工事の適正かつ確実な実施をするため必要な事項を定めることを目的とする。

（適用範囲）

第2条 この要領は、三郷市が発注する土木工事等（単価契約及び委託工事は除く）において適用する。

（施工体制の確認）

第3条 施工体制の確認については第4条から第8条までの確認とし、施工体制チェックポイントの項目について行うものとする。

2 請負代金額が500万円以上の工事については第4条及び第5条の確認を、下請契約を締結した工事については第6条から第8条までの確認を行うものとする。

3 施工体制の確認は、担当監督員及び総括監督員（以下「監督員等」という。）あるいは必要に応じ所属長が適任であると認めた者（以下「適任者」という。）が行うものとし、原則として複数人で行うものとする。

（監理技術者の専任等の確認）

第4条 監理技術者等の専任等の確認については、受注者に現場代理人等通知書を提出させ行うものとする。ただし、工事の入札方式により、契約前に監理技術者等の専任等の確認を行った場合は、監理技術者等の専任等の確認を省略できるものとする。

2 前項の監理技術者等の専任等の確認のほか、監理技術者等の専任等に変更が生じた場合は、監理技術者等の専任等の確認を行うものとする。

3 前2項の監理技術者等の専任等の確認については、日本建設情報統合センターが提供する発注者支援データベース・システム（JCIS）を活用して行うものとする。

（CORINS 登録の確認）

第5条 工事实績情報システム（CORINS）に基づき、受注者が作成する「登録のための確認とお願い」の内容を事前に確認するとともに、CORINS 登録後に発行される「登録内容確認書」の写しを受注者から受領するものとする。

（施工体制台帳の確認）

第6条 施工体制台帳の確認については、工事着工前に受注者に施工体制台帳の写しを提出させ行うものとする。また、工事着工後施工体制に変更が生じた場合、変更が生じる毎に変更書類を提出させ確認を行うものとする。

(工事現場における標識等の確認)

第7条 工事現場における標識等の確認については、工事施工中に行うものとし、工事着工当初及び施工体制に変更が生じる毎に行うものとする。

(工事現場における施工状況の確認)

第8条 工事現場における施工状況の確認については、工事施工中に適宜行うものとする。ただし、疑義等が生じた場合、必要に応じ確認頻度を増すものとする。また、契約課長より専任違反等の疑義情報が提供された場合、当該疑義情報についても確認を行うものとする。

(所属長への報告)

第9条 監督員等又は適任者は、施工体制の確認を行った場合、その内容等を所属長に報告しなければならない。

- 2 監督員等又は適任者は、施工体制の確認により不備又は疑義がある旨を確認した場合、その内容等を所属長に報告しなければならない。
- 3 所属長は、前項の報告を受けた場合、監督員等又は適任者に対し適切な指示を行い、施工体制の適正化を図るものとする。
- 4 所属長は、第2項の報告のうち一括下請負の疑義のある旨の報告を受けた場合、必要に応じて自ら当該工事の関係者に対して聞き取り調査を実施するものとする。

(受注者への是正要求)

第10条 監督員等又は適任者は、前条第3項における所属長の指示に基づき、受注者に対して次のとおり是正要求を行うものとする。

- (1) 軽微な不備においては、指示書により是正要求を行うものとする。
- (2) 重大もしくは悪質な不備においては、所属長名の書面により是正要求を行うものとする。また、前号の是正措置要求後10日以内には是正措置が取られない場合においても同様の是正要求を行うものとする。
- 2 所属長、監督員等又は適任者は、受注者に対して前項の是正要求があった日から10日以内には是正を行い、その状況を監督員等又は適任者に報告させるように求めるものとする。
- 3 監督員等又は適任者は、前項の報告を受けた場合、すみやかに是正状況を確認し、その状況を所属長に報告しなければならない。

(聞き取り調査)

第11条 所属長は、第9条第4項により聞き取り調査を必要と認めた場合、聞き取り調査を適切に行う者（以下「調査員」という。）を選任し、聞き取り調査の実施を指示するものとする。

- 2 聞き取り調査は、調査員が複数人で行わなければならない。
- 3 調査員は、当該工事関係者に対して聞き取り調査を実施し、一括下請負の事実についての詳細を調査するものとする。
- 4 調査員は、聞き取り調査の結果等を所属長に報告しなければならない。

(工事中止・契約解除)

第12条 発注者は、第10条第1項第2号の書面による是正要求後10日以内に是正措置がとられない場合、もしくは前条による聞き取り調査により一括下請負と疑うに足りる事実を確認した場合、関係課室と必要に応じ協議のうえ、三郷市建設工事請負契約約款（以下「工事請負約款」という。）第20条第2項に基づき工事を中止させるものとする。ただし、安全上緊急を要する等の理由がある場合は、ただちに工事を中止させるものとする。

2 発注者は、前項による場合、関係課室と必要に応じ協議のうえ、工事請負約款第46条に基づき契約を解除するものとする。

(契約課長等への報告)

第13条 所属長は、第10条第1項第2号による是正要求後10日以内に是正措置が取られない場合、もしくは第11条による聞き取り調査により一括下請負と疑うに足りる事実を確認した場合、契約課長へその内容等を様式第1号により報告しなければならない。

2 契約課長は、前項により報告が行われた場合、一括下請負の疑義の内容等を必要に応じ当該建設業者が建設業の許可を受けた国土交通大臣又は都道府県知事及び当該事実に係る営業が行われる区域を管轄する都道府県知事へ通知しなければならない。

(工事成績への反映)

第14条 監督員等又は適任者は、施工体制の確認を通じて受注者に不適切な点があった場合は、その内容及び改善状況に応じて工事成績に適切に反映するものとする。

附 則

この要領は、平成16年5月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成24年11月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成27年4月1日以降に締結する契約から適用し、平成27年3月31日までに締結した契約については、なお従前の例による。

附 則

この要領は、令和3年4月1日以降に締結する契約から適用し、令和3年4月1日までに締結した契約については、なお従前の例による。